

平成 2 7 年度  
第 7 回高松市農業委員会農地部会  
議 事 録

平成 2 7 年 1 0 月 1 3 日開会

高松市農業委員会

平成27年度第7回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年10月13日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 18人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 6番 木村 保夫
- 19番 藤原 正雄

農業委員会事務局等出席者

- 事務局 長 三好 和則
- 農政課 長 川西 好春
- 農政課 長 補佐
- 兼農政管理係 長 大井 昌和
- 農地係 長 多田 利浩
- 主 査 森 亮介
- 主 任 主 事 稲井 稔
- 主 任 主 事 寺井 康弘
- 主 任 主 事 穴吹 一雄
- 農林水産課 主査 寺川 泰裕

## 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

### 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第12号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願について

議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

議案第15号 高松市地区別賃借料情報の提供について

議案第16号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

報告第1 平成28年度高松市農業施策に関する建議について

報告第2 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について

**議 長(農地部会長)** ただ今から平成27年度第7回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中18人で、部会は成立しております。欠席委員は、木村委員と藤原委員の2名です。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が有りませんので、議事録署名委員は7番妻鹿委員、10番森口委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**穴吹主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番と2番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番は、賃借人が高齢で耕作できなくなったため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、賃貸人が自ら耕作するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

5番は、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、農地を2分割し、一方を賃貸人が転用し、もう一方は離作補償として賃借人に無償譲渡するものです。譲渡内容は、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番のとおりです。

6番は、別の農家に貸し付けるため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2ページをお開きください。

7番は、県管理幹線水路の改修工事に伴う工事用道路として一時転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

8番は、民事調停の成立に伴い残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。なお、調停により小作地の一部を賃借人が買入れるもので、譲渡内容は、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番のとおりです。

9番は、賃借人が労力不足のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

10番は、別の農家へ譲り渡すため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、

離作補償は金銭です。譲渡内容は、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権9番のとおりです。

11番は、賃借人が労力不足のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

12番と13番は、賃貸借期間満了に伴い農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

14番は、別の農家へ譲り渡すため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡内容は、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権13番のとおりです。

3ページをお開きください

15番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

16番も、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

4ページをお開きください。

1番は、借人の健康上の理由から返還したものです。

2番は、借人が労力不足のため返還したものです。

3番は、貸人及び第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請6番及び同法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番のとおりです。

4番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権11番のとおりです。

5番は、別の農家へ貸すため返還を受けたものです。

6番は、借人が経営規模を縮小するため返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について16件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について6件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して会長職務代理者の能祖委員から説明をお願いします。

**能祖委員** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

本日の特別現地調査の委員は、高砂農地部会長を始め妻鹿委員、森口委員と、私、能祖の4名です。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、かがわ総合リハビリテーションセンター北東200メートルに在り、介護保険事業者が経営する予定のサービス付き高齢者住宅の敷地用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、敷地造成後の建築が確実と認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が569平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲井主任主事** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

2番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年10月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が239.66平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に面し交通の利便性が良く、また、大型店舗にも近く、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年ごろに貸倉庫等を建築済みですが、既存施設を取り壊し新たに賃貸共同住宅を建築するもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が88.09平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、発電出力19.5キロワット、パネル1枚の面積約1.23平方メートルを80枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に隣接し設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成11年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年10月9日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が46.16平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が194.95平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

7番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、物置・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.94平方メートルを174枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労力不足の申請者が農業経営を縮小し安定した収入を得ようとするもので、代替地の検討もされた結果、自宅から遠く通作不便なため選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年9月30日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6ページをお開きください。

11番は、納屋・水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、母所有の農地に近く営農に適していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請人は、来年3月の定年退職を機に帰郷し、近くに居住する母とともに営農を予定しているもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が3.18平方メートル有ります。

13番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。



立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に面するとともに、国道32号線にも近接し交通の利便性が良く入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、共同住宅を建築するために隣接の農地への取水路が必要となったもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに貸車庫を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者の農地の耕作に必要な農業用施設であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年12月に設置済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本件は、農地法施行規則第32条第1項に規定する転用の制限の例外「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のための農業用施設」に該当することから、無断転用とはなりません。

17番は、発電出力48.8キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを188枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は急な傾斜地で水の便も悪く農地としての生産性が低いため選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年3月30日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請地の面積は1,476平方メートルですが、種子吹付け済の斜面が759平方メートル有り、有効利用面積は717平方メートルとなっております。

18番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を新築するため前面道路を拡幅するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は、平成7年ごろ造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

19番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について18件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、平成27年8月27日付けで共同住宅の敷地用地として転用許可を受けていましたが、用地の追加が必要となった一方、不要部分も生じたことから、取消願が提出されたもので、別途新たな転用許可申請が提出されております。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権7番に関連しています。

2番は、平成26年1月27日付けで2棟の分譲住宅用地として本件申請地外2筆とともに転用許可を受けていましたが、その一部について隣接宅地取得予定者が宅地拡張用地として取得することになったため、許可地のうち1筆について取消願が提出されたもので、別途新たな転用許可申請が提出されております。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権12番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、平成27年9月7日付けで貸事務所・駐輪場・露天駐車場・防火水槽用地として転用許可及び開発許可も受けていましたが、転用区域を拡張するため、開発許可変更申請と同時に事業計画の変更申請があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権4番に関連しています。

2番は、平成25年10月30日付けで分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、顧客から共同住宅用地として取得要望があったことから、分譲共同住宅用地として事業内容を変更し、併せて工事完了日を平成28年11月9日から30年10月24日に延長するため、事業計画変更申請があったものです。

3番は、平成2年4月27日付けで自動車修理工場用地として許可を受けていましたが、その後、申請者を代表者とする法人を設立して事業を拡張し作業場や事務所を増築したことから、事業内容を変更し利用形態も法人への貸施設に変更するため、事業計画変更申請があったものです。

4番は、平成25年11月27日付けで分譲住宅3棟の許可を受けていましたが、2棟が完了し、残り1棟についてその区画地に隣接する宅地所有者から売り渡したい旨の申し出があったことから当該宅地を申請地の併用地とするため、事業計画変更申請があったものです。併用宅地が55.34平方メートル有ります。

5番は、平成23年6月27日付けで納屋用地として許可を受けていましたが、高齢で農業の継続が難しくなったことから、老後生活の糧とするためカラオケ喫茶に転用目的を変更するため、事業計画変更申請があったものです。

6番は、平成27年6月18日付けで分譲住宅用地17棟の許可を受けていましたが、隣接している動物病院から駐車場用地として利用申し込みがあったことから、1区画分を露天貸駐車場用地とするため、事業計画変更申請があったものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

1番は、露天資材置場用地として昭和60年4月27日付けで転用許可により取得しましたが、経営事情の関係で転用がなされず農地のままであったところ、当該地の隣接農地所有者から農地として利用したいとの申し出があり、承継を伴う事業計画変更申請があったものです。農地法第3条の規定による許可申請所有権11番に関連しています。

2番は、分家住宅用地として昭和48年11月27日付けで転用許可により取得しましたが、諸事情から他所に住宅を建築したため、転用行為未実施のまま現在に至ったものです。

この度、2男の分家住宅用地として転用するため、承継を伴う事業計画変更申請があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借10番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して引き続いて会長職務代理者の能祖委員から説明をお願いします。

**能祖委員** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

まず、所有権の案件であります。

別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松琴平電気鉄道志度線六万寺駅北150メートルに在り、10区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松檀紙インターチェンジ北700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松檀紙インターチェンジ北1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、賃借権の案件であります。

賃借権の1ページを御覧ください。

申請地は、香川県立高松桜井高校東50メートルに在り、スーパーマーケット等の店舗・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地はレインボーロードに面する用途地域に近接し、交通量も多く集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が342平方

メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

最後に、使用貸借の案件であります。

使用貸借の1ページを御覧ください。

申請地は、高松市立円座小学校南西800メートルに在り、発電出力98.4キロワット、パネル1枚の面積約1.94平方メートルを336枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は自宅から遠方で耕作が困難になり、農業経営を廃止し生活の糧とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年3月31日に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権3件、賃借権1件、使用貸借1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。併用宅地が632.96

平方メートル有ります。

2番は、2区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、4区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が104平方メートル有ります。

4番は、父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、市道を挟み用途地域に近接し、周辺は学校・病院・大型量販店の整った生活に便利な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域から30メートルと近く、不動産業者が開発している分譲地の隣で、周辺は宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が7.89平方メートル有ります。

6番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、共有している申請地の持分3分の2を取得し、子が建築する賃貸共同住宅の敷地用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可の取

消願1番に関連しています。

11ページをお開きください

9番は、申請者が役員をしている法人が借りている資材置場を返還しなければならないため、新たに露天貸資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が経営している事業所や作業現場に近く利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来は使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の関係から、代表者である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

10番は、個人で請負建設業をしている転用者が、事業規模の拡大から露天資材置場・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅兼事業所に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年9月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。併用宅地が496.98平方メートル有ります。

11番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

12番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は不動産業者が開発している分譲地の隣で、周辺は宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が157.32平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可の取消願2番に関連しています。

13番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松市三谷出張所から550メートル、県道中徳・三谷線にも近く交通の利便性も良く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分につ



いては適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12ページをお開きください。

16番は、母所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は小・中学校・病院等が整った閑静な住宅地域で入居が見込まれるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が397.27平方メートル有ります。

13ページをお開きください。

18番は、露天駐車場・排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地との一体利用であるため、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年に併用地に住宅を建築した際に造成及び水路用地としたもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。併用宅地が172.14平方メートル有ります。

19番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域から100メートル、県道三木・国分寺線にも近く交通の利便性も良く、周辺は学校・病院・大型商業施設が整っている住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

次に、賃借権について御説明申しあげます。

14ページをお開きください。

2番は、事業所の駐車場が不足し、来所者が駐車できない状況にあることから、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申

請地は事業所及び駐車場に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が2,254.96平方メートル有ります。

3番は、申請者が経営する遊技場の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15ページをお開きください。

4番は、平成27年8月27日付けで貸事務所用地として転用許可を受けましたが、駐車場に不足をきたすため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が3,805平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

5番は、転用者がしめ縄の製造販売をしており、正月を挟み、期間雇用従業員用の露天駐車場用地として、平成27年11月1日から28年3月20日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は事業所の前に設置する仮設駐車場であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が175.00平方メートル有ります。

次に、使用貸借について御説明申しあげます。

16ページをお開きください。

1番は、法人の役員所有の農地を借り受けて、店舗の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に隣接し、用途地域にも近く、周辺は学校・病院が整い閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

3番は、父所有の農地を借り受けて、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを224枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は南側に高い建物がいないため発電効率も良く、自宅からも近く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年6月29日に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が61.22平方メートル有ります。

6番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に近接し、主要地方道円座・香南線に面し交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み住環境が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に隣接し、周辺は宅地化が進み住環境が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が166.00平方メートル有ります。

8番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に隣接しJR鬼無駅にも近く、周辺は学校・病院が整い閑静で住環境が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に隣接し、周辺は学校・病院・大型量販店などが整い住環境が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が36.82平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請2番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権16件、賃借権4件、使用貸借9件、計29件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**穴吹主任主事** 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

1番から3番までの農地は隣接しており、1番と3番は、いびつな農地の土地整形を行い耕作の利便性を向上させる目的で農地法第3条第1項の規定による許可申請があり、平成26年3月10日及び同月13日付けで許可をしました。また、2番は、労力不足の譲渡

人が経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すため、農地法第3条第1項の規定による許可申請があり27年3月13日付けで許可をしました。

しかし、これら3件の一団の農地について、今般、分譲住宅用地として譲渡の打診があり関係地権者間で譲渡する合意に達したので、許可の取消願が提出されたものです。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第10号の所有権移転の議案番号9番ですが、富本委員の関係議案ですので、議事参与の制限に該当することから、富本委員には一たん退席願います。

— 富本委員退席 —

それでは、9番について事務局の説明を求めます。

**穴吹主任主事** 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転の9番について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きいただき最下段を御覧ください。

本件は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知10番に関連しています。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権9番については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転9番については、許可することに決定いたしました。

— 富本委員帰席 —

引き続き、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権9番以外に

ついてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**穴吹主任主事** 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転9番以外について御説明申しあげます。

再度、議案書18ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が残存小作地の返還を受け転用を計画していることから、その農地を2分割し一方を離作補償として小作人に無償譲渡するもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜と果物を栽培するものです。

3番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

4番は、民事調停の成立に伴い残存小作地を小作人が買い入れるもので、取得後は引き続き野菜を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知8番に関連しています。下限面積につきましては、農地法第3条第1項の規定による許可申請賃借権1番が同時に提出されており、要件を満たしています。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積につきましては、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番が同時に提出されており、要件を満たしています。

6番は、譲渡人が県外に居住しており農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。下限面積につきましては、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出されており、要件を満たしています。

8番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

19ページをお開きください。

10番は、残存小作地を小作人が買い入れるもので、取得後は引き続き果樹を栽培するものです。

11番は、昭和60年4月に農地法第5条許可により資材置場用地として取得したものの、経営事情から転用をせず現在まで農地のまま放置していたものを、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。農地法第5条第1

項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請 1 番に関連しています。

12番は、自作地の隣接農地を取得し経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

13番は、譲渡人が高齢で経営の縮小をすることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知14番に関連しています。

14番は、譲渡人が労力不足であることから、自作地の隣接農地を取得し経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

15番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

次に、賃借権について御説明申しあげます。

20ページをお開きください。

本件は、経営規模の拡大を希望する借人の要望により 3 年間借り受け、水稻と野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権 4 番に関連しています。

次に、使用貸借について御説明申しあげます。

21ページをお開きください。

1 番は、経営移譲年金受給のため農業後継者である子へ経営移譲を行っている貸人が引き続き11年間の貸借を再設定するもので、水稻と野菜を栽培するものです。

2 番は、新規営農を希望する借人が、5 年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権 5 番に関連しています。

3 番も、新規営農を希望する借人が、5 年間借り受けて果樹を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権 7 番に関連しています。

4 番は、経営移譲年金受給のため農業後継者である子へ経営移譲を行っている貸人が引き続き10年間の貸借を再設定するもので、果樹と花木を栽培するものです。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権15件、賃借権 1 件、使用貸借 4 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権 9 番以外については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の 9 番以外については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書22ページをお開きください。

1番から4番までの4件について、現地調査を実施しました結果、いずれも農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第12号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願について御説明申しあげます。

議案書23ページをお開きいただき、資料1と併せて御覧ください。

平成27年9月18日受付分の高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業補助金交付要綱の規定に基づく耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願について、資料1の2ページの対象農地を、同月25日、国分寺町担当農業委員と農業委員会事務局担当職員とで現地調査を実施しました。

2ページの斜線部分が対象農地で、対象農地の下の部分が改良対象農業用施設です。また、議案書に対象農地の内容、所有者を表示しております。

3ページの概要のとおり、平成25年4月1日から施行された事業であり、農業振興地域内で耕作放棄地となるおそれのある農地の周辺農業用施設の改良事業を実施する土地改良区等に、要綱で定める補助率に基づき補助金を交付するというものです。

この補助金交付申請に際して、担当地区農業委員による「耕作放棄地となるおそれのある農地の確認」及び「農業委員会の証明」が必要で、証明願が提出されたものです。補助率は、3ページの2：事業費及び補助率のとおりであり、今回の申請に関しては、事業費約40数万円、水路の整備の区分欄の補助率100分の85以内を予定しているとのこと。

申請者は、国分寺町土地改良区であり、同土地改良区が工事施工を行うものです。

地区担当農業委員による現地調査確認結果については、「対象農地の水路は陥没して



いて漏水している状態であり、現地は営農を継続する上での不便性が認められ、対象施設を改良しなければ、現状のままでは今後、耕作放棄地となるおそれのあるもの」として確認されております。また、今回の事業が施工された後は、申請地で稲が作付けされる予定です。

以上、議案第12号 耕作放棄地となるおそれのある農地の証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については証明することで御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

まず始めに、第16条第1項について御説明申し上げます。

資料2-1を御覧ください。

1枚めくっていただき、1ページのとおり平成27年9月25日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

開発行為の内容は花崗土を採取し資材置場用地として造成するというもので、2ページの土地開発行為協議書のとおり、同年9月16日付けで事業者から香川県知事宛に提出されたものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、庵治町葛原地区の山林0.7475ヘクタールで、開発区域内には農地は含まれておりません。3ページに位置図を付していますが、県道高松牟礼線沿いにある妙見宮から30メートルほど西に上がったところです。

同年9月28日に庵治町担当農業委員と農業委員会事務局担当職員とで現地調査を実施しました。

表紙のページにお戻りください。

以上のことを踏まえて、農業委員と協議した結果、開発区域の周辺には農地は存在せず、裾野には農地がありますが、直接的な影響はないと判断しましたので、高松市長には、「開発に当たっては、関係者と協議の上、沈砂池の下流域に在る農地の水利等に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと思います。

続きまして、第18条第1項について御説明申し上げます。

資料2-2を御覧ください。

1枚めくっていただくと、1ページのとおり平成27年9月25日付けで高松市長から開

発計画に対する意見照会がありました。

開発行為の内容は各採石場から運び込まれた廃土石をまとめて管理して捨てるというもので、2ページの土地開発行為変更協議書のとおり、実施予定期間の延長です。土地開発行為を行う土地の所在を3ページに記載していますが、牟礼町牟礼字久通の山林3筆、雑種地8筆、ため池1筆の合計12筆で広さは0.9803ヘクタールであり、開発区域内に農地は含まれておりません。実施期間延長が必要となった理由としては、廃土石搬入量が減少したためであり、廃土石処分完了後は、山林に復旧するとのことでした。

4ページに位置図を付しておりますが、八栗ケーブル登山口駅から少し北に上がったところでした。

同年9月28日に牟礼町担当農業委員と農業委員会事務局担当職員とで現地調査を実施しました。

表紙のページにお戻りください。

以上のことを踏まえて、農業委員と協議した結果、周辺には農地が多少あり、裾野には農地が多数ありますが、直接的な影響は無いと判断しましたので、高松市長には、「開発区域の周辺には農地が多少あり、裾野には農地が多数あることから、開発に当たっては、農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと思います。

以上、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号について、第16条第1項には「開発に当たっては、関係者と協議の上、沈砂池の下流域に在る農地の水利等に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」、第18条第1項には「開発区域の周辺には農地が多少あり、裾野には農地は多数あることから、開発に当たっては、農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」との意見を付して回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、ただ今申しあげた意見案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**大井農政課長補佐** 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成27年10月6日付けで高松市長から農地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求められております。

2枚目の裏面を御覧ください。

平成27年10月31日公告予定で8月から9月にかけて、第1地区から第7地区で開催しました農業相談会において申出がありました利用権の設定筆数等を集計表にしたものです。

なお、表では件数となっておりますが筆数でございまして合計は997筆、面積は1,052,145.64平方メートルです。

利用権を設定した農地を各筆毎に記載した総括表については、1ページから66ページのとおりで、そのうち52ページの1800番から66ページの1869番までは公益財団法人香川県農地機構の農地中間管理事業を活用した貸借で、件数が70件、筆数が218筆、面積は258,151平方メートルで、今回の農地集積の約4分の1を占めております。

以上の計画内容は、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の規定による全部効率利用要件や農作業常時従事要件等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上、議案第14号 農用地利用集積計画の決定について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号については原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号 高松市地区別賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**寺井主任主事** 議案第15号 高松市地区別賃借料情報の提供について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

農地法第52条本文中に、「農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」と規定されていることから、市内各地区における賃借料の目安になるものとして情報提供するもので、今回で7回目となります。

データの内容につきましては、平成26年4月1日、同年11月1日及び27年4月1日に農業経営基盤強化促進法により賃借された3回分と、先ほど御承認いただきました27年11月1日から賃借される1回分の計4回分の集計データを元に、地区別の平均額・最高額・最低額を掲載しています。

賃借のデータ数は589件で、金額は100円未満を四捨五入し百円単位としています。

なお、参考として、使用賃借による貸し借りの件数を右端に掲載しています。

以上、議案第15号 高松市地区別賃借料情報の提供について御審議いただきますよう、  
よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号は承認することに御異議は有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第15号 高松市地区別賃借料情報の提供については承認することに決定いたしました。

次に、議案第16号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**川西農政課長** 資料5を御覧ください。

平成27年9月30日付けで高松市長から農業経営改善計画の認定について農業委員会の意見を求められております。内容につきましては、農林水産課担当職員から御説明申しあげます。

**寺川農林水産課主査** 議案第16号 農業経営改善計画の認定に係る意見について御説明申しあげます。

資料5を御覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画書の認定・変更について、去る9月25日に開催された高松市地域農業再生協議会において承認されたことから、高松市農業経営改善計画認定要綱の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものです。

資料5の表紙裏面の平成27年10月現在の農業経営改善計画認定申請者一覧を御覧ください。

本表のとおり、再認定が24名、変更認定が1名、新規認定が4名、終期を迎え経営規模の縮小等の理由で再認定を受けなかった者が7名となっております。

それでは、まず再認定者について概略を御説明します。

資料1 ページを御覧ください。

1番の申請者は、個人による再認定申請です。現在、カーネーションを主に水稻を栽培していますが、今後、農業生産法人と連携し切花の有利販売を図るものです。

2番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、ストックを主に数種類の切花と水稻、アスパラガスを栽培していますが、今後、切花の栽培面積を拡大し、5年後には所得増大を図るものです。

3番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、水稻を主に麦と黒大豆、ブロッコリー等露地野菜の栽培と作業受託をしています。今後、省力化とさらなる農地集積により経営規模を拡大し、5年後には所得増大を図るものです。

2 ページを御覧ください。

4 番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、露地ミカンを主にハウスミカン・中晩柑と水稻を栽培していますが、今後、収益性の高い品種を導入するとともに柑橘類加工品の製造販売に取り組み、5 年後には所得増大を図るものです。

5 番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、ミニトマトを主にブロッコリーを栽培していますが、今後、耐病性品種を導入するとともに適期防除・適期作業による省力化に努め、5 年後には定期的な休日確保と所得増大を図るものです。

6 番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、水稻・麦を主にブロッコリーを栽培していますが、今後、農地機構等を通じて規模を拡大するとともに作業効率を向上させ、5 年後には労働時間短縮と所得増大を図るものです。

3 ページを御覧ください。

7 番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、トマトを主にオクラ等露地野菜を栽培していますが、今後、耐病性品種を導入し品質向上と収穫増に努め、5 年後には所得増大を図るものです。

8 番の申請者は、法人による再認定申請です。現在、乳用牛の飼育による牛乳製造販売を主に乳製品の加工販売もしていますが、今後、飼育頭数を増やしながら加工品のインターネット販売・直売を拡大し、5 年後には所得増大を図るものです。

9 番の申請者も、法人による再認定申請です。現在、カーネーションの切花を主に苗の販売もしていますが、今後、インターネット等を通じて情報収集を行い、ニーズに合った品種の開発に努め経営安定を図るものです。

4 ページを御覧ください。

10 番の申請者は、個人による再認定申請です。現在、露地キュウリを主にブロッコリーとシイタケ等キノコ類を栽培していますが、今後、作業員を雇用してハウレンソウの栽培にも取り組み、5 年後には労働時間短縮と所得増大を図るものです。

11 番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、ハウスカーネーションを主にトルコギキョウと水稻を栽培していますが、今後、燃料費の高いカーネーション栽培を打ち切り、燃料が不要なストック・ラナンキュラス・ヒマワリを新たに導入し、5 年後には所得増大を図るものです。

12 番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、麦を主に水稻、ニンニク栽培と作業受託をしています。今後、高性能機械を導入して作業効率を向上させ経営規模を拡大し、5 年後には労働時間短縮と所得増大を図るものです。

5 ページを御覧ください。

13 番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、麦を主に水稻の栽培と作業受託をしています。今後、高性能機械を導入して経営規模を拡大するとともに、近隣の作業委託需要にも応え、5 年後には所得増大を図るものです。

14 番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、イチゴを主に水稻を栽培してい

ますが、今後、イチゴの養液改良による増収に努め、5年後には労働時間短縮と所得増大を図るものです。

15番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、ハウスキクを主に露地キクと水稻を栽培していますが、今後、燃料費の高いキクのハウス栽培から雨よけ栽培への転換を図るとともに、スターチス・クリスマスローズ・ストック等の草花を導入し、5年後には所得増大を図るものです。

6 ページを御覧ください。

16番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、麦を主に水稻と白大豆を栽培していますが、今後、経営規模を拡大しながら牛糞堆肥を活用した栽培に取り組み、5年後には所得増大を図るものです。

17番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、ナバナを主に水稻を栽培していますが、今後、ナバナの栽培面積を拡大するとともに、新たに黒大豆栽培を開始し、5年後には所得増大を図るものです。

18番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、ブドウを主にミカンと水稻を栽培していますが、今後、優良品種導入により差別化を図ってインターネット販売にも進出し、5年後には労働時間を短縮したコンパクト経営と所得増大を図るものです。

7 ページを御覧ください。

19番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、小麦を主に水稻、ブロッコリーの栽培と作業受託をしています。今後、農地機構等を通じて規模を拡大するとともに作業効率を向上させ、5年後には労働時間短縮と所得増大を図るものです。

20番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、イチゴを主に水稻を栽培していますが、今後、イチゴの栽培面積を拡大し、5年後には所得増大を図るものです。

21番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、菌床シイタケを栽培していますが、今後、施設改良による増産とコスト削減に努め、5年後には所得増大を図るものです。

8 ページを御覧ください。

22番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、コチョウランを主にカトレア等洋ランを栽培していますが、今後、加温不要な品種や栽培期間の短い品種を選定し光熱費等コスト削減に努め、直販・産直比率を増やして、5年後には所得増大を図るものです。

23番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、養鶏を主に麦、ミカン、ビワ、ブロッコリー等の栽培と作業受託をしています。今後、麦の作付面積を拡大し、果樹は付加価値の高い品種を導入するなどにより安定経営に努め、5年後には所得増大を図るものです。

24番の申請者も、個人による再認定申請です。現在、乳用牛の飼育による生乳出荷を主に繁殖牛の飼育と水稻栽培をしています。今後、飼育頭数と一頭当たりの乳量増に

努め、5年後には所得増大を図るものです。

次に、変更認定について御説明します。

9ページを御覧ください。

25番の申請者は、平成27年1月に酪農を廃止したことから、水稻を主に麦、露地野菜に経営転換するもので、経営規模を順次拡大し、5年後には所得増大による専門化を目指すものです。

次に、新規認定について御説明します。

26番の申請者は、法人による新規認定申請です。今後、農地機構等を通じて積極的に農地の集約を図って経営規模を拡大し、ニンニク栽培を主に黒ニンニクや佃煮等加工品製造の増産に努め、ハンデを持つ人たちの自立支援もできるような魅力ある農園経営を目指すものです。

27番の申請者は、個人による新規認定申請です。今後、農地機構等を通じて積極的に農地の集約を図り、水稻を主に麦、ブロッコリー等露地野菜の栽培と作業受託を行い、経営規模の拡大による安定経営を目指すものです。

10ページを御覧ください。

28番の申請者も、個人による新規認定申請です。水稻と麦を主に作業受託を行い、経営規模を順次拡大し、5年後には所得増大による専門化を目指すものです。

29番の申請者も、個人による新規認定申請です。キュウリを主にブロッコリー、水稻の栽培と作業受託を行い、経営規模の拡大と所得増大を目指すものです。

以上、議案第16号 農業経営改善計画の認定に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第16号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、報告第1 平成28年度高松市農業施策に関する建議について事務局の報告を求めます。

**大井農政課長補佐** 報告第1 平成28年度高松市農業施策に関する建議についてでございますが、10月6日に開催されました農政部会において決定されたものでございます。

資料6を御覧ください。

前文と7つの大項目に27の小項目となっております。内容につきましては御一読いただきたいと存じます。

なお、10月20日にこの内容をもって、三笠会長を始め役員さんにより、市長に対し建議を行っていただく予定です。

以上、報告第1についての御説明を終わります。

**議長** ただ今の報告に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、続いて報告第2 農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について、事務局の報告を求めます。

**多田農地係長** それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料7の表紙を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日ごろに開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、平成27年9月7日から同年10月9日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、8月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が9件、9月農地部会議決分として4条が12件、5条が46件、合計で4条が12件、5条が55件です。

許可保留件数については、8月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が6件、9月農地部会議決分として4条が1件、5条が8件、合計で4条が1件、5条が14件です。

取下については、4条、5条ともに該当有りませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

4条関係の9月農地部会議決分といたしまして、11番が開発許可未了で許可保留になっております。

2 ページを御覧ください。

5条関係の6月農地部会議決分といたしまして、8番が申請後の譲渡人死亡に伴う相続登記手続中のため許可保留になっております。同じく、5条関係の7月農地部会議決分といたしまして、7番が屋島地区での転用のため、史跡・天然記念物屋島現状変更許可未了で許可保留になっております。同じく、5条関係の8月農地部会議決分といたしまして、4番が開発許可未了で、13番が直近事業造成工事未了で、14番が開発許可未了で許可保留になっております。また、使用貸借による権利の設定で1番が開発許可未了で許可保留になっております。

3 ページを御覧ください。

5条関係の9月農地部会議決分といたしまして、1番、4番、8番及び9番が開発許可未了で許可保留になっております。

4 ページを御覧ください。

20番及び中段から下の賃借権の1番と2番が開発許可未了で許可保留になっております。

5 ページを御覧ください。



同じく 5 条関係の使用貸借による権利の設定で12番が道路工事承認未了で許可保留になっております。

以上で報告第 2 の御説明を終わります。

**議 長** ただ今の報告第 2 に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告第 2 を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成27年度第 7 回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後 3 時43分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員